

## 県外で妊婦健診を受診する際の手続きについて

県外で受診される方は一度医療機関に料金をお支払いしていただき、市役所で手続きをした後に、市から受診にかかった費用（限度額あり）を指定口座に振り込む償還払いの制度を行っております。

償還払いに必要な書類は下記のとおりです。

### ①妊婦健康診査受診票

（医療機関に記載してもらったもの）

### ②母子健康手帳の写し（健診記録欄）

### ③領収書の写し

### ④通帳の写し（妊婦さん名義）

### ⑤印鑑



～ 詳しくは各支所へお問い合わせください ～

**名瀬総合支所 健康増進課 52 - 1119（直通）**

**住用総合支所 市民福祉課 69 - 2111**

**笠利総合支所 いきいき健康課 63 - 2299**